

農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱する手続等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(各推進委員の担当区域)

第2条 農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定による各推進委員が担当する区域及び人数は、別表のとおりとする。

(推進委員の推薦をする者の資格)

第3条 推進委員の推薦をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内で農業を経営する個人又は法人その他の団体
- (2) 市内に住所を有する個人又は市内に主たる事務所を有する法人その他の団体

(被推薦者及び応募者の資格)

第4条 推進委員として推薦を受けることができる者及び推進委員の募集に応募することができる者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者であつて、推進委員に委嘱される日において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 農業委員会等に関する法律第8条第4項各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 満20歳以上であること。
- (3) 市内に住所を有すること又は市内で農業を経営していること。
- (4) 法令の規定により推進委員と兼ねることができない職にある者でないこと。
- (5) 市の職員（地方公務員法（昭和26年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属するものに限る。）でないこと。
- (6) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものでないこと。

(推薦又は募集への応募の手続等)

第5条 農業委員会等に関する法律施行規則第11条第1項の規定により農業委員会に提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 個人による推進委員の推薦

農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人）（様式第1号）

(2) 法人又は団体による推進委員の推薦

農地利用最適化推進委員候補者推薦書（法人・団体）（様式第2号）

(3) 推進委員の募集への応募

農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）

2 前項の書類には、次の各号に掲げる当該書類の区分に応じ、当該各号に定める書類その他農業委員会が必要と認めて指示する書類を添付しなければならない。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる書類

同意書兼宣誓書（被推薦者用）（様式第4号）

(2) 前項第3号に掲げる書類

同意書兼宣誓書（応募申込者用）（様式第5号）

3 第1項の書類（これに添付する書類を含む。）は、持参又は郵送により提出しなければならない。

4 個人による推進委員の推薦は、3人以上の者（当該推薦を行う日において満20歳以上のものに限る。）の連名で行わなければならない。

（推薦及び募集の期間）

第6条 推進委員の推薦及び募集の期間は、おおむね1か月とする。

（推進委員の選考及び委嘱）

第7条 農業委員会は、推薦及び応募のあった者のうちから推進委員を選定するにあたっては、あらかじめ、境港市農業委員会の委員等候補者選考委員会設置要綱（平成30年4月1日施行）第1条に規定する境港市農業委員会の委員等候補者選考委員会（次項において「選考委員会」という。）に対し、意見を求めるものとする。

2 農業委員会は、選考委員会から報告のあった意見を尊重して、推進委員を選定するものとし、当該選定した者を推進委員として委嘱するものとする。

（推進委員の補充）

第8条 農業委員会は、推進委員に欠員が生じたときは、速やかに、当該欠員に

ついて補充すべき推進委員を委嘱するよう努めるものとする。

(規定外事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進委員を委嘱する手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

農地利用最適化推進委員担当区域及び人数

番号	区 域 名	人 数
1	境港地区(中海干拓地を除く)	3人
2	中海干拓地	1人